

お車の入構方法変更に関するお知らせ(令和5年11月1日~)

令和5年11月1日(水)より、

車両入構管理システムが車両番号検知式に変更されます。

<主な変更点>

①入構時の入構券・入構証の受け取りが不要となります

⇒車両番号が認識されてゲートが開きましたら、そのまま入構してください。

②料金精算時の窓口による認証は不要となります

⇒今までもご利用されていた事前精算機にて、車両番号または入構時間を入力し、相談室受付にてお渡しする用務証明書の2次元バーコードをかざした後、料金の精算をしてください。

入出構方法の詳細につきましては、以下の資料をご参照ください。

ご不明点がございましたら、担当者まで遠慮なくお申し出ください。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年10月 心理発達相談室長